

買 受 申 出 書

破産者株式会社ブルーワークスカンパニー
破産管財人 小 島 崇 殿

平成 2 7 年 月 日

買受申出人

住 所

商 号

電話番号

印

当社は、破産者株式会社ブルーワークスカンパニー破産管財人小島崇（以下、管財人という）から、下記の通りの約定により商標について買い受ける事の申し出を致します。

記

- 1 当社は、購入後は買受人の費用負担で本年12月末までに登録名義の変更手続を行います。
- 2 当社が、買受人に決定したときは、当社は管財人が指定する日時、場所に於いて売買契約を締結し、10月15日までに現金又は管財人口座へ入金する方法により代金を支払います。
- 3 本商標の名義変更登録等にかかる費用は、全て買受申出人が負担いたします。売買締結をした後においては、瑕疵の主張が出来ない事、危険負担を負う事に同意致します（ただし、売買契約時既に登録期限が終了していた場合を除く）。
- 4 本商標の売買契約が締結した後は、いかなる理由をもっても契約の解約は致しません。
- 5 買受申出書は、平成27年10月7日午後2時迄に管財人に届くよう、提出いたします（**FAX 084-971-4555**）。
- 6 本物件売買契約は、広島地方裁判所福山支部の許可を条件とする事に異存はありません。

A：私は、「BLUEWAY」商標5件①②③⑬⑭を上記条件で
金 万 円で買い受けます。

B：私は、「ET・BOITE」商標4件④⑤⑥⑮を上記条件で
金 万 円で買い受けます。

C：私は、「コントライバンス」商標3件⑪⑫⑯を上記条件で
金 万 円で買い受けます。

D：私は、「NO-EXCESS」商標⑳を上記条件で
金 万 円で買い受けます。

E：私は、A B C D以外の商標8件⑦⑧⑨⑩⑰⑱㉒を上記条件で
金 万 円で買い受けます。